令和８年（フ）第１９７５号
福岡市中央区今川２丁目６番29―203号　オリオンハイム西新
債務者　大高　恵子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０００号
福岡市早良区星の原団地６番403号
債務者　山崎　信幸
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２００１号
福岡県那珂川市仲２丁目９番７号　ピュア壱番館102号、前住所福岡県那珂川市大字不入道409番地10
債務者　前田　里美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０１２号
福岡市早良区田村７丁目22番10号　有料老人ホーム　あおぞら田村
債務者　徳永　精助
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０１３号
福岡県太宰府市朱雀３丁目10番38号
債務者　西口　浅信
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０１７号
福岡県糟屋郡篠栗町庄１丁目２番22―203号　セレス篠栗
債務者　瀧本　秀也
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０２５号
福岡県宗像市曲1575番地１　後曲団地103号
債務者　植津　恭子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０３４号
福岡県古賀市谷山1102番地２　ラヴィーヌ古賀Ⅱ103号
債務者　内山　京子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０３７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬977番地１　サクラハウス201号
債務者　米山　美夢
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０４２号
福岡市東区三苦２丁目28番41号　博多老人ホーム、前住所福岡市博多区板付３丁目24番308号　市営板付住宅
債務者　渡辺安産子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０４３号
福岡市西区姪の浜３丁目21―11、住民票上の住所福岡市中央区荒戸１丁目９番16―406号　ライオンズマンション西公園第３
債務者　窪山久美子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９１号
鹿児島県薩摩川内市高城町3193番地４　高来住宅２号棟22号室
債務者　白川　　都
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第９３号
鹿児島県出水市下鯖町1115番地２
債務者　松下　雄磨
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第９７号
鹿児島県出水市上知識町961番地８
債務者　檜垣　小百合
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第１１０号
鹿児島県薩摩郡さつま町鶴田2614番地
債務者　髙下　沙也加
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第１１１号
鹿児島県薩摩川内市平佐町2422番地１　グループホームとあ10号
債務者　竹原　設子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第１０８号
北海道苫小牧市柏木町２丁目18番５号
債務者　河原奈美絵
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部